真岡市行政評価システム 平成28年度

評価对象年度	平.	成28年度		チリカチッ	K 1 7 7 7	<u> </u>	作成日 平成29 年 04 月 24 日					
事務事業名	ごみ	収集・運搬事	業			担当	産業環境部	環境課 清掃係				
政策名	D	自然と潤い	がある安全快適な	まちづくり		電話番号	0285-83-8126					
施策名	3	廃棄物の抑	制と適切な処理			□実施計画上の主要事業						
関連個別計画						NV 44-0-0	□ 単年度のみ □ 単年度繰返 (開始年度 昭和31 年度~)					
法令根拠	廃棄	物の処理及び	清掃に関する法律			事業期間						
予算科目	1	一般会計	4.衛生費	2.清掃費	2.塵芥処理費	1	□ 期間限定複数年度(年度~	年度)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、真岡市の分別区分により、一般家庭から排出される廃棄物等について、一般ごみステーション及び資源ステーションに運搬する。 ・種類…もえるごみ、その他(粗大ごみ含む)、資源〔〔1〕・〔2〕) 真岡地区は、資源〔1〕のベットボトルと空きコンテナの回収〔239カ所〕をシルバー人材センターに委託し、資源〔2〕は真岡市資源回収事業協同組合が回収している。 二宮地区は、委託業者が、3種類の全てを収集運搬している。 もえるごみについては、指定袋による有料化に伴い、平成26年度は前年対比で排出量が減少したが、27年度は3.57%、28年度は0.35%の増となっている。 ごみ収集委託業務は、5年間の長期契約により、市内を4地区に分け収集している。現在の契約期間は平成25年6月~平成30年5月となっている。												

事	業概	要	二宮 もえ	具向地区は、資源(1)のペットホトルと空きコンテナの回収(239万所)をシルバー人材センダーに会託し、資源(2)は具向市資源回収事業協同組合が回収している。 二宮地区は、委託業者が、3種類の全てを収集運搬している。 もえるごみについては、指定袋による有料化に伴い、平成26年度は前年対比で排出量が減少したが、27年度は3.57%、28年度は0.35%の増となっている。 ごみ収集委託業務は、5年間の長期契約により、市内を4地区に分け収集している。現在の契約期間は平成25年6月~平成30年5月となっている。											
1. 現	見状	把握	の部 (1)	事務事業の目的と	∶指標										
①手戶	殳 (:	主な活	動)				⑤活動打	旨標(事務事業の活動量を表す	す指標)の推	推移					
28年月	度実:	績		An → 7		rr a 2875		名称		単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29年度(見込)
・市内1,818箇所の一般ごみステーションと316カ所の資源ステーションに、市民が排出した家庭ごみと資源を、委託業者が収集し芳賀地区エコステーションに連搬する。市は、これらの収集・連搬に対し委託料を支払う。市内を4地区に分けて平成25年6月から5箇年の長期契約をした。 ・適正にごみ・資源等を搬出してもらうため、地域ごとにごみを出す日と曜日を記入したチラシ(外国語含む)を作成し、全世帯に配布している。						ア委託	E料		千円	169,489	174,527	174,873	175,074	175,317	
						イウ									
29年度計画						I									
・前年度と同様。						オ									
② 対象	k (i	推、何]を対象にし	しているのか) *人や自	然資源等		⑥対象技	指標(対象の大きさを表す指標	票) の推移						
			ステーショ	 ョン				名称		単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
. 5	У 4Х 3	集委部	比莱者				アーごみ収集委託業者数 イーニの非出総量			煮	5	5	5		5
								7		t 人	24,662 80,929	21,773 80,698	22,052 80,590	21,833 79,422	21,484 79,542
							⊥ : こ∂	人アーション奴		箇所	1,757	1,781	1,800	1,818	1,838
	n (- O =		・ ムタナ いっかこう	D (1)		オ 資源ステーション数			箇所	316	317	318	316	316
				「、対象をどう変える○ □ごみ・資源を、適正		 オス	⑦成果指標(対象における意図された対象の程 名称				移 25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
_ ^ ^		/ 1/	псшетия	ことの一貫派を、過止	10 40米庄/8	, S.	ア :1人1日当たりのごみ排出量			g	835	739	750	753	740
							1								
							カーエー								
							±								
④ 結身	艮 (どんな	結果(上位	施策) に結びつけるの	か)		③ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)の推移								
			な収集運搬	と処理				名称		単位 %		26 年度(実績)		28 年度(実績)	29年度(見込)
・資源	駅1七 :	率の向	J.L					ア : ごみ収集が良いと感じている市民の割合 イ : 資源化率((資源(1)) (2))/全ごみ量			79.8	82.2	85.1	86.8	87.0
					ウ エ	NUT ((MA ()) (2)) / 3		%	13.7	14.0	12.8	11.9	12.5		
(2) 総事業費の推移 単位 25年度(9				25 年度(実	(オン) (オン) (カン) (カン) (カン) (カン) (カン) (カン) (カン) (カ			27 年度(実績)		28 年度(実績)		29 年度(見込)			
		Т	[国庫支出金 千円		0		0		0		0		0	
	畫	財富		県支出金	千円		0	0		0		0		0	
投	事業費	財源内訳		地方債	千円	0				0		0		0	
投 入 量				その他	千円 千円		180,655	42,793 131,734			42,793 132,080		33,692 141,382		26,372 148,941
里				計 (A)	千円		180,655	174,527			174,873	175,074		175,	
		T		員従事人数	人	3		3					3		3
	件費		延^	(業務時間	時間		800	520				520			520
	貝			費計(B)			3,251 2,195			2,179		2,160		2,160	
(-)				XF(A)+(B)	千円		183,906 176,722 177,052			177,052	177,234 177,473				
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等 ①この事務事業を開始したきっかけは何か? いつごろどんな経緯で いつごろどんな経緯で (3) 事務事業を開始したごみ収集運搬業務を、昭和58年度に一部委託を開始し、昭和62年度から民間に全面委託した。また、ベットボトル収集運搬は、平成7年10月から始まり平成14年度にシルバー人材センターに委託し、資源〔2〕は、平成7年10月から、真岡市資源回収事記を交付した。なお、二宮地区は、平成3年度に一部委託を開始し、平成7年度から民間に全面委託した。								双事業協同							
開始さ	5ħ7	たのか	`.					治体に分別収集及び適正処理		5 h t-					
②事務事業を取り巻く 状況(対象者や根拠法 令等)はどう変化して いるか、開始時期ある いは5年前と比べてど う変わったのか?		や根拠法 変化して 時期ある 比べてど	・ダイオキシン類の排出基準の強化等により、自家焼却が原則禁止され、ごみ(特にもえるごみ)の排出量が増加した。 ・各種リサイクル法の制定等により、3 R運動を通じ、循環型社会へ市民意識も高まっている。 ・芳賀地区エコステーション(H26.4稼動)の稼動に伴い、伝、ビン、ペットボトルの出し方が変更となった。 ・平成 2 5 年 5 月に 5 カ年の長期契約満了となり、入札により担当地区が変更となり、平成 2 5 年 6 月から 5 箇年の長期契約をした。 ・平成 2 4 年 度まで、家庭ごみ分別チラシ作成・配布事業と、空きコンテナ回収委託事業は事務事業として計上していたが、ごみ収集関係の一部の事業であるため平成 2 5 年 度より統合した。 ・平成 2 6 年度よりもえるごみを有料化した結果、ごみ減量の意識が向上し、ごみ排出量が減少したが、27年度は3.57%、28年度は0.35%の増となっている。 ・平成 2 7 年 8 月より小型家電リサイクルによるボックス回収(市内7箇所に設置)が開始された。												
③この事務事業に対し て関係者(住民、議会、 事業対象者、利害関係 者等)からどんな意見 や要望が寄せられてい るか?															

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 ①政策体系との整合性 ■結びついている □ 見直し余地がある ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? ・廃棄物の適正処理を行うためのごみ収集運搬であるので、市の政策に結びついている。 ・意図することが結果(上位施策)に結びついているか? 目的妥当性評価 ■ 妥当である ②公共関与の妥当性 □ 見直し余地がある ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき執行しているので、妥当である。 ・税金を投入して達成する目的か? □ 適切である ③対象と意図の妥当性 □ 対象を見直す必要がある □ 意図を見直す必要がある ・対象を限定・追加すべきか? ・地域からの申請に基づくステーションに排出されたごみのため、適切である。 ・意図を限定・拡充すべきか? □ 向上余地はない □ 向上余地がある ・全ステーションを対象にしているので、向上余地はない。 ④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか? ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか? ⑤廃止・休止の成果への影響 □ 影響がない 影響がある ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は? ・ごみの適正な処理が出来ず、生活環境に悪影響を及ぼすので、廃止・休止はできない。 有効性評 ⑥類似事業との統合や連携の可能性 ■ 類似事業がある(類似の事務事業名を記載) ■ 類似事業はない ・他に、類似の形態の事務事業はないか? ・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図る □ 他の事業と統合・連携ができる □ 他の事業と統合・連携できない ことができるか? ⑦事業費の削減余地 ■ 削減余地がない □ 削減余地がある ・成果を下げずに事業費を削減できないか? ・必要最小限の事業費のため、削減余地がない。 (仕様や工法の適正化、住民の協力など) 効率性評価 □ 削減余地がない □ 削減余地がある・必要最小限の経費のため、削減余地がない。 ⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど) 9 受益機会・費用負担の適正化余地 □ 公正・公平である □ 見直し余地がある 公平性評価 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? ___ ・適正にごみの収集・運搬をしており、公平である。 ・受益者負担が公正・公平になっているか? 3. 改革・改善方向の部 (1) 改革の方向性(改革案・実行計画) (3) 改革・改善による期待成果 □ 廃止 □ 見直し(□:目的妥当性 □:有効性 □:効率性 □:公平性) □ 統合 □ 継続 維持 増加 削減 向上 成果 維持 (2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か?それをどう克服していくか? 低下 4. 事務事業の2次評価結果(事業の総括と事業の方向性) □ 記述説明不足(説明責任不充分) □ 評価内容が客観性を欠く □ 評価内容は客観的と言える (1) 1次評価結果の客観性と出来具合 (2) 2 次評価者としての評価結果 (5) 改革・改善による期待成果 ①目的妥当性 🗌 適切 🔲 見直し余地あり ②有効性 🗌 適切 🗌 見直し余地あり □ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり コスト 維持 増加 削減 (3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 (4) その他 2 次評価会議で指摘された事項 向上 □ 廃止 □ 休止 □ 目的絞込み □ 目的拡充 成果 維持 □ 事業統廃合 □ 事業のやり方改善 低下 □ 予算削減 □ 予算増大 □ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)